

弘前大学における授業の行動基準

【令和2年7月14日 制定】

| 「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準 【文部科学省作成】 | | | |
|---------------------------------|-------------------------------------|---|---|
| | レベル3 | レベル2 | レベル1 |
| 地域の感染レベル | 生活圏内の状況が、「特定(警戒)都道府県」に相当する感染状況である地域 | 生活圏内の状況が、 ①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域 ②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域 | 生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、レベル2にあたらないもの |
| 身体的距離の確保 | できるだけ2m程度(最低1m) | できるだけ2m程度(最低1m) | 1mを目安に学級内で最大限の間隔をとること |
| 感染リスクの高い教科活動 | 行わない | リスクの低い活動から徐々に実施 | 十分な感染対策を行った上で実施 |
| 本学における授業の行動基準(令和2年8月7日より適用) | | | |
| 授業の実施形態 | ・メディア授業 | ・原則、メディア授業 | ・面接授業 |
| 3密の回避 | ・学内で授業を実施しない | | ・講義室の定員を「試験室定員」とする ・学生の座席確認 |
| マスクの着用 | ・マスクを着用する。 | | |
| 手指消毒 | | ・建物の入口、教室、実験室の入退出の際に消毒液による手指消毒を行う。(アルコールアレルギーの場合は手洗い) | |
| 換気 | | ・常時、2方向の窓を同時に開けて行う。気候上、困難な場合は、30分に1回以上、数分程度窓を全開にして換気を行う。 | |
| 学外実習での移動 | | ・公共交通機関 混雑を避けた時間に、マスクを着用の上で利用し、利用後は速やかに手を洗う。 ・貸切バス等 乗車前・後の手指消毒及び移動中はマスクを着用し、換気を行う。移動時間等に応じて乗車人数を工夫する。 ・自転車、徒歩 なるべくマスクを着用し、3密を回避するよう距離をとって移動する。 | |
| 学外者の対応 (非常勤、ゲストスピーカー、高大連) | ・メディア授業 | ・原則、メディア授業 | ・面接授業(来校時に検温) |